

令和5年5月24日

陳 述 書

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中



1 はじめに

私は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課（以下「安保管理課」といいます。）で勤務していた当時、この訴訟の原告である大川原化工機株式会社（以下「大川原社」といいます。）製の噴霧乾燥器（RL-5型）について、輸出規制の対象に該当するか否かの判断（以下「該非の判断」といいます。）に関し、警視庁公安部外事第一課の警察官（以下「外事一課員」といいます。）の相談窓口として複数回にわたりその対応に当たりました（以下「本件相談」といいます。）ので、その相談内容等について記憶のある範囲でお話します。

2 経歴等について

私は、昭和61年に経済産業省（当時は通商産業省。以下「弊省」といいます。）に入省し、様々な部署への異動を経て、平成28年6月から令和元年6月までの間、安保管理課で勤務しました。

安保管理課での私の主な業務は事後審査でした。事後審査とは、輸出者による貨物の輸出や技術の提供が法令の規定に従っているか否かを事後的に審査するもので、その目的は、当該輸出者が法令違反をした場合、事後審査を通じて事実関係を解明して再発防止に取り組みせ、以後、同様の無許可輸出等を防止することです。

また、事後審査以外の私の業務としては、警察から弊省に対して特定の輸出品等について該非の判断に係る相談があった場合にその相談対応をする業務がありました。

なお、私は、安保管理課で勤務するまで安全保障貿易管理に関する業務に就いたことはなく、それまでは製造業を担当する部署に一番長く在籍していました。

### 3 本件相談について

(1) 本件相談については、平成29年10月6日から平成30年2月27日までの間に10回行われていることを、被告東京都の代理人から聞きました。私は、上記期間の時期に、外事一課員から、大川原社製の噴霧乾燥器の該非の判断に係る捜査関係事項照会書を弊省宛てに発出するに当たり相談をしたいとの要望があり、何度か外事一課員からの相談に対応したことは記憶していますが、対応した具体的な年月日や回数については覚えていませんでした。

(2) 本件相談は、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」といいます。）2条の2第2項5号の2イないしハのうち、同号ハに定める「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」といいます。）の法令解釈、大川原社製の噴霧乾燥器の該非の判断に当たって必要な資料等についての相談であったと記憶しています。上記2でお話したとおり、私は、該非の判断に係る警察からの相談窓口でしたので、本件相談についても、私に対応していますが、他の職員も同席していました。本件相談は、外事一課員の要望により、複数回にわたって行われました。

本件相談において、外事一課員が特に主眼を置いていたのは、大川原社製の噴霧乾燥器について、本件要件ハに定める「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との要件を満たすか否かだったと記憶しています。

(3) 被告東京都の代理人から、平成29年10月6日から平成30年2月27日までの間に行われた本件相談において、私を含めた弊省の職員が、

- ① 「殺菌」の手法にはあらゆる方法が含まれており、「乾熱殺菌」、すなわち加熱乾燥空気を用いた殺菌方法も含まれること
  - ② 「殺菌」の対象は、貨物等省令2条の2第1項に規定される細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指し、いずれか一種類の微生物の感染能力を破壊できれば「殺菌」することができるといえること
  - ③ 噴霧乾燥器が曝露を防止し得るものであることを要しないこと
- ということを外事一課員に伝えたかどうか、また、
- ❶ 貨物等省令2条の2第2項5号の2ハに定める「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（本件要件ハ）の定めが曖昧である旨の発言
  - ❷ 弊省において本件要件ハの「殺菌」の解釈を明確に定めていない旨の発言
  - ❸ オーストラリア・グループ（以下「AG」といいます。）参加国において乾熱殺

菌をもって規制該当としている国は他にない旨の発言

- ④ 他国との調和なく我が国だけ突出した規制を行うことに否定的な発言
- ⑤ 乾熱殺菌につき、温度が上がりにくい箇所があるのではないかと疑問を呈する発言
- ⑥ 噴霧乾燥器の輸出に関し、外国為替及び外国貿易法上のリスト規制に基づく許可を申請した例は、本件相談の時点において、藤崎電機株式会社によるもののみであり、同社以外の他のメーカーからの許可申請は一度もなされたことがなかった旨の発言
- ⑦ 本件要件への趣旨は曝露防止であり、規制該当というには粉体の曝露を防止できる必要がある旨の発言

があったかどうかについて教えてほしいとの要請がありましたので記憶の範囲で説明します。

- (4) まず、本件相談における弊省職員の発言について、それらが公的見解であったのかという点について説明します。

本件相談の内容は、上記(2)のとおりであったと記憶していますが、その際に弊省職員が話した内容は、それぞれ個人的な意見等を述べた程度であり、法令解釈等に関し、弊省の公的な見解を述べることはなかったと記憶しています。私自身は、外事一課員との相談窓口を務めていましたが、法令解釈や該非の判断を行う立場にはなく、弊省内部での検討や確認が終了するまでは公的見解を回答することはできませんので、該当、非該当いずれの可能性もある旨を述べたのではないかと思います。

- (5) その上で、上記の個別の発言内容があったか否かについてですが、上記①、②については、面談でそれらを伝えたか、電話連絡したか、どのように伝達したのかははっきり記憶にありませんが、上記(4)で言及した弊省内部での検討や確認が終了した後、外事一課員に伝えていると思います。

また、上記③及び⑦の発言ですが、曝露防止という点について本件相談の中で話した記憶はありません。なお、貨物等省令や昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号「輸出貿易管理令の運用について」の文言上、作業者が粉体化した細菌等に被爆しない構造を有しているか否かは規制要件となっていないかと思います。

上記①及び②の発言ですが、これらの点について本件相談の中で話した記憶はありません。

上記③の発言については、私自身、AG参加国の規制状況を知らなかったので、「AG参加国において乾熱殺菌をもって規制該当としている国は他にはない」と述べたことはなかったと思います。

上記④の発言については、国際的な規制は各国同様の内容である方がベターというような一般論をお話したように思います。もちろん、法令解釈等に影響があるとの趣旨ではありません。

上記⑤の発言については、噴霧乾燥器がサイクロン、バグフィルタというようないくつかの機材で構成されており、それらの機材によって温度が異なるのではないかという話が出たような記憶があります。

上記⑥の発言については、本件相談の中であったかどうかは記憶にありませんが、弊省が許可したのは一社のみと外事一課員に伝えた記憶があります。